

高崎駅周辺施設活用基準

(目的)

第1条 この基準は、都市のにぎわい創出を図るため、高崎駅周辺のペDESTリアンデッキ及び駅前広場等の活用に係る基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設等 高崎駅周辺ペDESTリアンデッキ及び駅前広場等
- (2) 協議会 高崎駅周辺活用協議会
- (3) 民間企業等 企業、商店街、各種団体等

(施設等を活用できる団体等)

第3条 施設等を活用できるのは、国及び地方公共団体、民間企業等とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、活用できない。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)第41条第1項の規定による更生手続開始の決定がなされたもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)第33条第1項の規定による再生手続開始の決定がなされたもの
- (2) 高崎市暴力団排除条例(平成24年高崎市条例第72号)第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当しているもの
- (3) 法令又は例規に違反しているもの
- (4) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか不相当と認めるもの

(施設等を活用できる内容)

第4条 施設等を活用できるのは、公共的・公益的な活動、特産品や工芸品などの展示や販売、伝統文化の継承、音楽・芸能・芸術の発表、観光のPR活動とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する内容は、施設等を活用できない。

- (1) 法令若しくは例規に違反し、又は抵触するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良な風俗を害し、又は害するおそれがあるもの
- (3) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (4) 騒音や振動、悪臭などの公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (5) 青少年の保護及び健全育成の観点から適当でないと認められるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか施設等の活用として適当でないと認めるもの

(施設等の活用する内容の審査)

第5条 施設等の活用にあたっては、協議会が検証し活用すべきか審査を行なう。ただし、手続きの迅速化、簡素化を図るため、協議会においてすでに審査した次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ活用すべき内容とみなす。この場合、直近に開催される協議会に報告するものとする。

- (1) 国及び地方公共団体が主催するイベント
- (2) 市が共催、後援するイベント
- (3) 市が主催するイベントに伴うペDESTリアンデッキ柱へのラッピング広告
- (4) ステーションステージにおける音楽活動
- (5) 募金活動、署名活動
- (6) 営利目的外のチラシ配布等
- (7) その他、活用内容が過去に審査を受けた内容と類似しており、事務局として協議会に諮る必要がないと判断できるもの

(責務)

第6条 協議会で検証し、活用すべきか審査した内容は、施設等を活用し実施されるイベント等に責任を負うものではない。

(協議)

第9条 この基準に定めのない事項については疑義が生じた場合は、協議会に諮り、解決を図るものとする。

附 則

この基準は、平成30年6月1日から施行する。

附 則 (平成30年8月31日改訂)

この基準は、平成30年9月1日から施行する。